

# 町県民税の申告と所得税の確定申告はお早めに!

申告期間は  
2月16日(木)～3月15日(水)

申告書の内容は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定資料にもなります。また、申告がない場合は、所得証明書等の発行ができませんのでご注意ください。

## ★★★ 申告会場の案内 ★★★

	税務署が開設する申告会場	町の申告会場
申告内容	すべての確定申告 事業や不動産収入・各種譲渡所得・損失の繰越・青色申告等の確定申告書Bを使用する方・住宅借入金等特別控除(初年度)・過去の確定申告の相談は、税務署が開設する会場での申告となります。(提出のみの方は町で受付可)	町県民税申告 簡易な確定申告(申告書A)…年金・給与収入のみ
場所	平塚駅ビル6階ラスカホール	
受付期間	2月9日(木)～3月15日(水) ※土日は除く。 ただし、2月19日(日)・2月26日(日)は開場します。 〔なお、1月4日(水)～3月15日(水)の期間は、平塚税務署内に確定申告会場はありません。所得税の申告・納付期限は3月15日(水)です。〕	【①税理士会による無料相談会】 2月7日(火)～2月8日(水) ……大磯町立福祉センター さざれ石 ※駐車(輪)場はありません。公共交通機関をご利用ください。 ※混雑状況により、相談及び受付の締切を早めることがあります。  【②町職員等による申告相談受付】 2月16日(木)～3月15日(水)……役場4階第1会議室 ※土日は除く
時間	○相談受付 8:30～16:00 (相談は9:00～17:00) ○申告書提出 8:30～17:00	【①の期間中】 9:30～12:00、13:00～15:30 【②の期間中】 9:00～11:45、13:00～16:00
持ち物	○マイナンバーカード(お持ちでない方は、通知カードまたは、個人番号入り住民票の写しと運転免許証などの身元確認書類)※代理による申告、町会場で確定申告をされる場合は、写しも一緒にご持参ください。 ○申告書・印鑑 ○源泉徴収票や各種控除の証明書(医療費控除を受ける方は、領収書の合計額を計算してきてください。) ○前年の申告書の控え一式 ○使い慣れた筆記用具、電卓 ○還付金がある場合、申告者名義の口座番号がわかるもの	

※申告書の自主作成に、ご協力をお願いいたします。

## 中学生「税についての作文」で表彰

全国納税貯蓄組合連合会、国税庁主催の「税についての作文」で次の方々が入賞し、表彰されました。今年度の応募総数は629,534編、うち、大磯町内の中学校からは99編の応募がありました。(敬称略)

- ▶大磯町長賞  
小林 智咲(大磯中)
- ▶公益社団法人平塚法人会 会長賞  
住本 達哉(大磯中)
- ▶平塚間税会 会長賞  
金築 このみ(国府中)
- ▶大磯町議会議長賞  
二宮 明士(国府中)

問 税務課 内線264

## 申告にはマイナンバーが必要

今回の申告手続きから、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

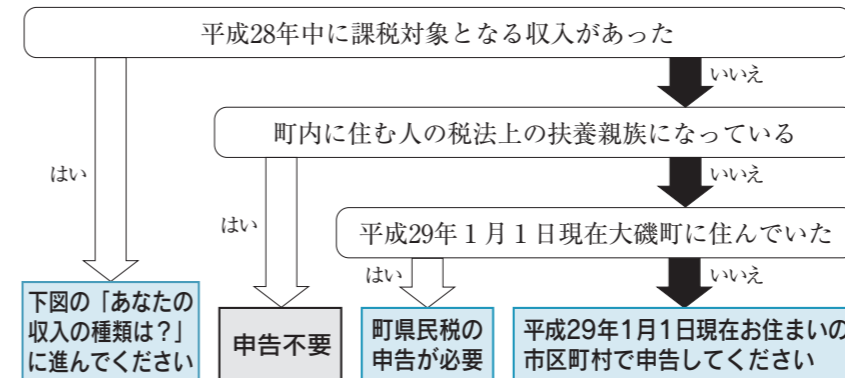
- ①マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ②マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードまたは、個人番号入り住民票の写しと運転免許証などの身元確認書類が必要です。

※代理や郵送により申告する場合や、確定申告を町の申告会場で行う場合は、①の写し(両面)または②の写しを添付してください。

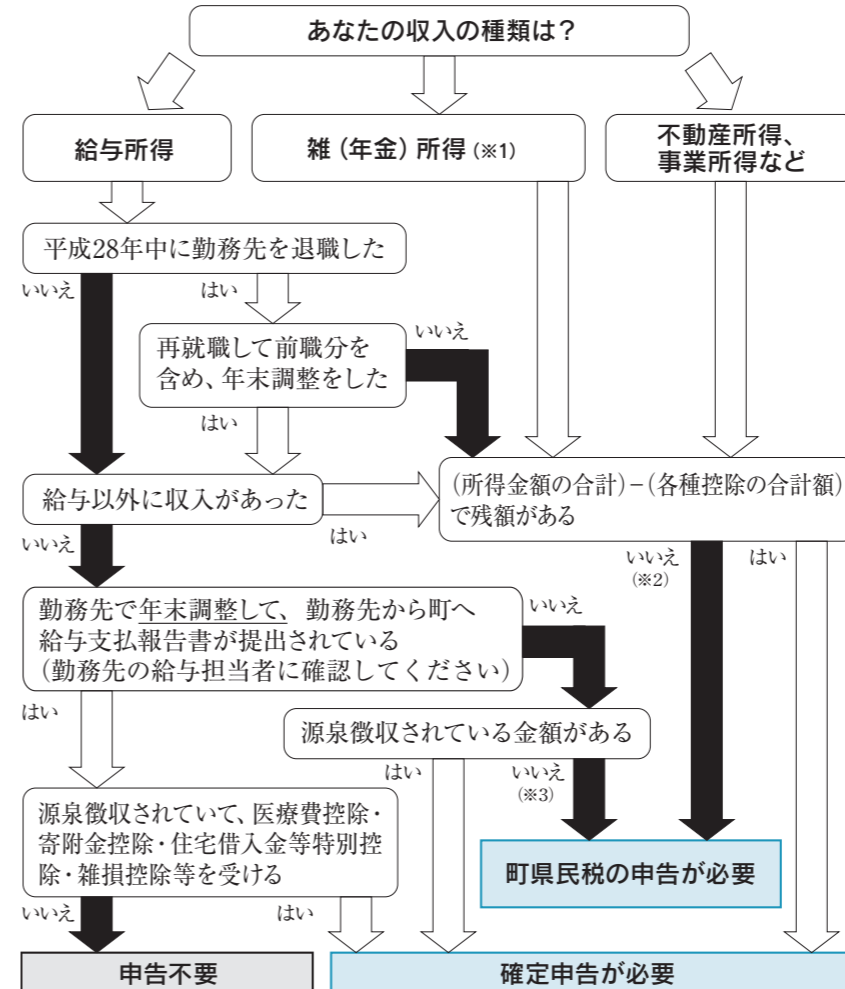


問・確定申告について 平塚税務署 ☎(22)1400 ・町県民税について 税務課 ☎内線253・254

## 次の方は申告が必要です!



## あなたはどの申告が必要?



(※1) 公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の場合は確定申告書を提出する必要はありません。  
(※2) 還付確定申告を受けられる場合あり (※3) 確定申告が必要になる場合あり  
【注意1】 医療費控除等の申告により、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。  
【注意2】 公的年金以外の所得が20万円以下で所得税の申告が不要な場合でも、町県民税の申告は必要です。  
【注意3】 公的年金等の源泉徴収票に記載されてある控除以外の各控除がある場合は町県民税の申告が必要です。

## 《町県民税申告と確定申告》

●申告が必要な方  
平成28年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方、給与以外の所得が20万円を超える方、2か所以上から給与の支払いを受けている方、不動産などの資産を売却した方は、確定申告が必要です。また、平成28年中に課税対象となる収入がない方でも、扶養親族の対象に入っていない方は、町県民税の申告が必要となります。

●年金受給者の方の申告  
年金の源泉徴収税額には、社会保険料や生命

保険料、地震保険料、障害者控除、寡婦(夫)控除、医療費控除などの各種控除は反映されていません。各種控除を受ける場合には確定申告もしくは町県民税申告が必要です。

## 《申告の受付・相談》

●町県民税申告書の配布  
前年の申告書提出状況等により申告が必要と思われる方には2月初旬に申告用紙を送付します。また、申告が必要な方で、申告書がない場合は、町の申告会場に用意しています。提出は、郵送でも受付します。(控えが必要な方は、切手

貼付のうえ返信用の封筒を同封してください。)

## ●確定申告書

申告書は、税務署や町の申告会場でも用意してあります。  
自宅のパソコンで簡単に作成  
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で画面案内に従って金額等を入力すれば、税額等が自動計算されます。簡単に作成でき、その申告書を印刷して提出できます。  
▼国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp>